

12. 給食施設の危機管理対策に必要な視点の検討

飯澤裕美、寺井直樹、仁科あき子、鈴木晴子（松本保健所）、原田直樹（木曽病院）、
多田志織（長野養護学校）、佐々木隆一郎（飯田保健所）

要旨：長野県の保健所管理栄養士は、全県で災害時の栄養支援体制を構築することを目指している。災害時の対応は市町村の責務となっているが、給食施設利用者はその施設の責任において実施されることになっているため、地域住民でありながら災害時には行政の食事提供支援等の対象外となっている。災害時においても給食施設利用者には適切な食事が提供できるよう、自助の備えについての意識啓発等について具体的な働きかけと支援が必要と考えた。

キーワード：災害時栄養支援、保健所、支援体制、給食施設

A. 目的

災害時には、住民の健康維持はもちろん、復興への体力やモチベーション維持のためにも食生活は重要なファクターである。

災害時の住民への支援は市町村の責務だが、施設等で生活する住民については、その施設の責任において食事支援をすることとなっている。災害時に行政の食事提供支援の対象から外れている特定給食施設等の利用者に対しては、施設の責務で適切な食事が提供をすることが必要となる。そのため給食施設自体が災害時に対応できるよう自助の備えの必要性についての意識を高め、平常時から災害時の対応方法や体制を明確にするために、必要食品物品の備蓄など具体的取り組みへの支援を行ったので報告する。

B. 方法

長野県保健所管理栄養士の検討にあたっては、全国の災害経験保健所等で策定した既存のマニュアルや全国保健所管理栄養士の研究班を中心に作成したガイドライン等を基礎資料とし、そこに示された特定給食施設に対する視点を基礎に、長野県の特定給食施設において具体的な災害時対策を行ううえでの支援方策のポイントを抽出、整理した。

また、特定給食施設等への具体的な支援方策の検討にあたっては松本広域給食協議会の協力を得て、災害時に備えて実際の給食施設を支援するための「標準マニュアル案」「備蓄食品・備蓄品等のリスト例」、給食施設の相互支援のための「非常時給食施設情報台帳」などを作成し、作成物は松本広域給食協議会会員施設に配布するとともに、松本保健福祉事務所管内の特定給食施設、準特定給食施設にも配布した。

C. 結果

特定給食施設の中でも三食給与施設は住民の生活の場となっていることが多い。そのため災害時にも継続して利用者の食事が確保できるような備えの必要性を啓発す

ることが重要である。

以下、その啓発時の留意事項について整理した。

① 平常時の備え：

- (1) 災害時対応マニュアルの整備
 - ・厨房の営業停止時（食中毒等含む）
 - ・従業員の欠員時（感染症流行時等含む）
 - ・停電、断水、ガス使用不可時
 - ・複数のライフラインが同時停止時
 - ・連絡網（組織内及び行政機関）
 - ・類似施設間での災害支援協定の締結
- (2) 備蓄食品等の整備
 - ・備蓄量 定員の何割を何日分
従事職員分の備蓄
 - ・ライフライン停止時の対応の検討
 - ・献立の作成および周知の有無
 - ・食事の種類（病態別、形態別ほか）
 - ・水の備蓄
 - ・保管場所と在庫管理
 - ・加熱用具：カセットコンロ、ガスボンベ
 - ・食器：デイスボ食器（皿、スプーンほか）
 - ・消耗品：ラップ、ホイル、ポリ袋ほか
 - ・消毒用薬剤（薬品）

② 災害時の支援：

- (1) 被災状況確認
施設から行政機関への被災状況報告
巡回による被災状況確認および支援
- (2) 施設間での相互支援の検討
災害支援協定の締結、人的派遣等の体制
直営給食施設と、給食業務委託施設

③ 炊き出しへの支援

- ・給食従事者による地域の炊き出し支援

上記の留意事項を考慮し、特定給食施設等の危機管理対策を具体的に支援するためのツールを作成した。

① 「標準マニュアル案」

- (1) 緊急時の施設内連絡・指示体制について

- (2) 災害発生時、厨房で確認すること
- (3) 被災時の給食提供のポイント
 - ・ライフライン対策
 - ・備蓄食品・備蓄品
 - ・衛生管理について
- (4)緊急時外部連絡先
 - ・ライフライン修繕連絡先
 - ・行政機関への連絡先

② 「備蓄食品・備蓄品等のリスト例」

1 備蓄食品等

- (1) 備蓄食品の形態による特徴
- (2) 飲料水等の備蓄
- (3) 備蓄例
- (4) 備蓄食品利用の工夫
 - ・嚙下困難者への提供の工夫
 - ・備蓄食品の入れ替えの工夫

2 備蓄品例

③ 「非常時給食施設情報台帳」

給食施設の相互支援のためのデータベースとして、施設ごとに下記の内容の台帳を作成した。

松本広域給食協議会では、この台帳をもとに会員施設の一覧表を作成して会員施設に配布している。

- 1 施設名、平常時非常時連絡先
- 2 平常時の食数、給食調理従事者数
- 3 非常時の給食提供への準備状況
 - (1) 備蓄食料の種類と量
 - (2) 水の備蓄の有無 飲料水、それ以外の水
 - (3) 他の施設へ備蓄食料・飲料水の提供の可否
- 4 食料以外の備蓄品

これらのツールについては、今後より実践的なものに改良していくために、松本広域給食協議会会員の協力を得て内容に関するアンケート調査を実施している。

D. 考察

災害は地域やその被害の程度・種類によって必要となる支援は大きく異なる。したがって、マニュアルを作成し、訓練などの準備を行っても、完璧に目的を果たせるものではない。特に、大規模災害などを経験していない者は、経験者の体験談や、記録をもとに想像力を働かせて準備を行うことが必要となる。完全なマニュアルの作成は不可能であっても、危機管理対応の準備をおろそかにしてはならない。

特定給食施設に関しては、長野県内でも東海地震の強化対策指定地域では、施設の意識も高く対応も検討されているようであるが、施設によっては「いざとなったら行政が支援してくれる」「自衛隊が近くにあるから大丈夫」といった声も聞かれる。大規模災害の経験が少ない長野県においては、特定給食施設の管理者の認識に大き

な差が見られるのが現状である。この認識を標準化する目的で、それぞれの保健所では被災経験をした行政栄養士等を講師に招いて研修会を開催するなどの取り組みを行っているが、まだ意識の醸成が十分とは言い切れないのが現状である。

今後は、それぞれの施設で災害時の給食提供等の具体的な自助対策が進むよう、必要性の啓発をはじめ情報提供などの支援が必要であると考えている。施設間の対策の格差を小さくすることは、施設間相互支援を効果的に行うためにも不可欠であると考えている。

被災した住民の食生活・栄養を支えていくことは、災害の復興に向けて住民の心身の健康維持のために必要不可欠なものである。前述したように、災害に対する完全な備えというものはないが、施設の状況に合わせた対策が進むよう、今後も支援をしていく予定である。

E. 参考資料

- 1. 健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン. 日本公衆衛生協会. 2007
- 2. 奥田和子：震災下『食』神戸からの提言. 日本放送出版協会. 1996
- 3. 新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン. 新潟県福祉保健部. 2006
- 4. 「柏崎地域災害時食生活支援システム検討会」報告書. 新潟県柏崎地域振興局健康福祉部. 2008
- 5. 危機管理時の栄養・食生活対応ガイドライン. 岩手県. 2009
- 6. 災害時の栄養・食生活支援マニュアル. (社)岐阜県栄養士会. 2009
- 7. 須藤紀子、吉池信男「災害対策における行政栄養士の役割」. J.Natl.Inst.Public Health, 57(3), 2008